

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 21 日

提出者 武蔵野市長 松 下 玲 子

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例の一部を
改正する条例

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例（平成27年9月武蔵野市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(利用対象者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 高齢者等緊急訪問介護事業の利用の対象となる者は、住民基本台帳記録者のうち、次の各号のいずれかに該当し、<u>かつ、ひとり暮らしのもの又は高齢者世帯に属するものであって</u>、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（老人福祉法第10条の4第1項第1号の厚生労働省令で定める部分に限る。）若しくは夜間対応型訪問介護若しくは第1号訪問事業を利用すること又は同号に掲げる措置を採ることが困難なものとする。</p> <p>(1) 居宅高齢者であって、本人又は介護者の疾病その他の市長が特に認める事由があるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>6から8まで (略)</p>	<p>(利用対象者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 高齢者等緊急訪問介護事業の利用の対象となる者は、住民基本台帳記録者のうち、次の各号のいずれかに該当し、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（老人福祉法第10条の4第1項第1号の厚生労働省令で定める部分に限る。）若しくは夜間対応型訪問介護若しくは第1号訪問事業を利用すること又は同号に掲げる措置を採ることが困難なものとする。</p> <p>(1) 居宅高齢者であって、本人又は介護者の疾病その他の市長が特に認める事由があるもの<u>のうち、ひとり暮らしのもの又は高齢者世帯に属するもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>6から8まで (略)</p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の追加</p>

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者等緊急訪問介護事業について対象要件の拡大を行うため、所要の改正を行うものである。